

遺体保管施設に関する法整備を求める意見書

平成26年9月に本市に遺体の一時的な保管を目的とする施設が開設された。

高齢者人口の増加等社会的背景を考慮すると、遺体の一時的な保管施設には一定の必要性が認められるものの、この施設は、住宅に近接し、周辺に保育所があるほか、通学路にも面している場所に建築されており、このような特性を持つ場所で遺体を保管する施設を営業し、多数の遺体の搬出入を行うことは、公衆衛生や交通安全面等に関する不安を周辺住民に与えかねない。

現在、遺体の火葬又は埋葬を行うまでの間の保管方法及び業としてこれを行うことについての法的な規制がないために、遺体保管施設に関わる地域での紛争が生じており、遺体保管を目的とする施設の必要性と近隣住民が平穏に安心して暮らせる生活環境との調整を図るための法的な整備が急務となっている。

よって、国におかれては、遺体の保管施設を取り巻く現状を深刻に受け止め、住民が平穏に安心して暮らせる良好な生活環境との調和を図るための適切な法整備を速やかに行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣